

○ 消防庁告示第十六号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項第十六号の規定に基づき、救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月九日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
別表				別表			
区分	品名	必要個数	性能等	区分	品名	必要個数	性能等
省令別表 第一に掲げる救助器具	かぎ付はしご	一		省令別表 第一に掲げる救助器具	かぎ付はしご	一	
	三連はしご	一			三連はしご	一	
	金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご	一			金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご	一	
	空気式救助マット	一			空気式救助マット	一	
	救命索発射銃	一	到達距離六十メートル以上		救命索発射銃	一	到達距離六十メートル以上
	サバイバースリング又は救助用縛帯	一			サバイバースリング又は救助用縛帯	一	
	平担架	一	吊上(下)げ可能なもの		平担架	一	吊上(下)げ可能なもの
	ロープ	二	一卷二百メートルを適宜切断		ロープ	二	一卷二百メートルを適宜切断
	カラビナ	二十			カラビナ	二十	
	滑車	五			滑車	五	
	都市型ロープレスキュー器具一式※	五			油圧ジャッキ	一	揚力百キロニュートン以上
	油圧ジャッキ	一	揚力百キロニュートン以上		油圧スプレッダー	一	展開力十キロニュートン以上
	油圧スプレッダー	一	展開力十キロニュートン以上		可搬ウインチ	一	牽引能力十五キロニュートン以上
	可搬ウインチ	一	牽引能力十五キロニュートン以上		ワイヤロープ	二	
	ワイヤロープ	二			マンホール救助器具	一	
	マンホール救助器具	一			救助用簡易起重機※	一	常用荷重〇・二トン以上
	救助用簡易起重機※	一	常用荷重〇・二トン以上		油圧切断機	一	中心開口部切断力五十キロニュートン以上
	油圧切断機	一	中心開口部切断力五十キロニュートン以上		エンジンカッター	一	金属、非金属切断可能なもの
	エンジンカッター	一	金属、非金属切断可能なもの		ガス熔断器	一	
	ガス熔断器	一			チェーンソー	一	
	チェーンソー	一			鉄線カッター	一	
					万能斧	二	

鉄線カッター	一	
万能斧	二	
ハンマー	一	
携帯用コンクリート破壊器具	一	
生物剤検知器※※※	一	
化学剤検知器※※※	一	
可燃性ガス測定器	一	
有毒ガス測定器※※	一	
酸素濃度測定器※※	一	
放射線測定器※※	一	
空気呼吸器（予備ボンベを含む。）	五	予備ボンベは、五とする。
空気補充ボンベ※	一	
革手袋	五	
耐電手袋	五	七千ボルト電路で使用する可能なもの
墜落制止用器具	五	
防塵メガネ	五	
携帯警報器	五	
防毒マスク	五	
化学防護服※※	二	
陽圧式化学防護服※※	五	
耐熱服※	二	
放射線防護服（個人用線量計を含む。）※	二	個人用線量計は、フィルムバッジで代替することができる。
簡易画像探索機※※	一	
除染シャワー※※	一	
除染剤散布器※※	二	
潜水器具一式※	五	
流水救助器具一式※	五	
救命胴衣※	五	

ハンマー		
携帯用コンクリート破壊器具		
生物剤検知器※※※		
化学剤検知器※※※		
可燃性ガス測定器		
有毒ガス測定器※※		
酸素濃度測定器※※		
放射線測定器※※		
空気呼吸器（予備ボンベを含む。）	五	予備ボンベは、五とする。
空気補充ボンベ※	一	
革手袋	五	
耐電手袋	五	七千ボルト電路で使用する可能なもの
安全帯	五	
防塵メガネ	五	
携帯警報器	五	
防毒マスク	五	
化学防護服※※	二	
陽圧式化学防護服※※	五	
耐熱服※	二	
放射線防護服（個人用線量計を含む。）※	二	個人用線量計は、フィルムバッジで代替することができる。
簡易画像探索機※※	一	
除染シャワー※※	一	
除染剤散布器※※	二	
潜水器具一式※	五	
流水救助器具一式※	五	
救命胴衣※	五	
水中投光器※	五	
救命浮環※	一	
浮標※		

一	予備ボンベは、五とする。	七千ボルト電路で使用する可能なもの	個人用線量計は、フィルムバッジで代替することができる。
---	--------------	-------------------	-----------------------------

附 則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。